

# 豊見城市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

## 第1章 計画の趣旨

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条の規定に基づき作成する市町村行動計画として策定（法定計画）
- 令和6年7月の「政府行動計画」及び令和7年3月の「県行動計画」の抜本的な改定に合わせ「市行動計画」を全面改定
- 市行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の2つを主たる目的とし、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、有事には迅速かつ的確に必要な対策を講じるための指針となるもの

## 第2章 基本的な方針・改定のポイント

### 1) 計画改定の基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた改定
- ・政府及び県の行動計画との整合を図る

### 2) 平時の準備の充実

- ・実効性のある訓練の実施
- ・人材育成を含めた体制整備
- ・感染症対策物資等の備蓄

### 3) 対策項目の拡充

- ・対策項目を6項目から7項目に整理・拡充
- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理
- ・各対策項目を3つの段階（準備期、初動期、対応期）で記載 →特に準備期の記載を充実させた

### 4) 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性も想定
- ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替える

### 5) 複数の対策項目に共通する横断的視点

#### ①人材育成

- ・実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成

#### ②国、県及び他市町村等との連携

- ・平時から役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークの構築

#### ③DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- ・有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進

### 第3章 各対策項目の取組【7項目】

| 対策項目                          | 準備期<br>(新たな感染症危機の発生前の段階)                                             | 初動期<br>(新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生した段階)                                         | 対応期<br>(政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階)                                                 |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①実施体制                         | ○新型インフルエンザ等対策の発生に備え、実践的な訓練を実施し、平時から県等と連携し、情報共有を図る。                   | ○市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における対策を迅速に実施する。                                          | ○市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする。<br>○感染危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。          |
| ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション<br>(拡充) | ○平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深める。                             | ○感染拡大に備え、市民等に的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。                                                   | ○市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。                             |
| ③まん延防止                        | ○発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制するための準備を行う。                                    | ○まん延防止対策の実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制する。                                                  | ○市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。                             |
| ④ワクチン (新規)                    | ○円滑なワクチン接種を実現できるよう、国や県のほか、医療機関や事業者等と連携し、必要な準備を進める。                   | ○準備期に計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。                                                  | ○初動期に構築した接種体制に基づき、市民が速やかに接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。               |
| ⑤保健 (新規)                      | ○感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。                         | ○新型インフルエンザ等の発生に備え、有事体制への移行準備を進め、発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。                              | ○準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。                     |
| ⑥物資 (新規)                      | ○有事に必要な感染症対策物資等が確保できるよう、備蓄の推進等の必要な準備を行う。                             |                                                                                     | ○準備期・初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。                                            |
| ⑦生活・経済の安定の確保                  | ○新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民の社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県等との情報共有体制を整備する。 | ○新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行う。<br>○市民や事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。 | ○準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。<br>○まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。 |